

★本研修は Web での受講となります。

法人版事業承継税制(非上場株式の納税猶予・免除) の特例措置の解説

講師からのメッセージ

平成 30 年度改正により、現行の事業承継税制に加え、10 年間の措置として、事業承継税制の特例（特例措置）が創設されました。特例措置の創設により、先生方は顧問先である同族会社のオーナーから本措置の具体的な仕組みについて問合せを受ける機会が増加するものと思われます。そのような事態に備え、本講座では、事業承継税制（非上場株式の納税猶予・免除）の特例措置の解説を行います。併せて、令和 4 年度税制改正の確認を行います。（中島孝一）

講師 税理士 **中島 孝一**（なかじま こういち）

MJS 税経システム研究所客員研究員

【略歴】中島税理士事務所・所長、日本税務会計学会・相談役、東京税理士会・会員相談室運営委員

【著書】「令和 5 年度税制改正と実務の徹底対策」（日本法令・共著）、「相続税実務の鉄則に従ってはいけないケースと留意点」、（清文社・共著）、「賃上げ税制のすべて」（日本法令・共著）「事業承継税制の特例」完全ガイド」（税務研究会・共著）他多数。

日時 2023 年 7 月 6 日（木）
13:30～16:30（13:00 受付開始）**定員** 30 名（先着順／定員になり次第締切）**受講料** 会計人会会員 2,200 円（税込）
一般 6,600 円（税込）

※テキストのみの販売はいたしておりません。

※後日、請求書を発送致しますので受講料をお振込みいただきますようお願い致します。

研修概要

- 法人版事業承継税制の適用状況等
 - 適用状況
 - 日税連から注意喚起
- 法人版事業承継措置の特例（特例措置）の仕組み
 - 特例措置の構成
 - 特例措置と一般措置の比較
 - 特例措置を受けるための手続
- 相続税の納税猶予及び免除制度の特例
 - 制度の概要
 - 適用要件
 - 猶予される相続税額の計算 等
- 贈与税の納税猶予・免除制度の概要
 - 制度の概要
 - 適用要件
 - 猶予される贈与税額の計算 等
- 円滑化法の規定による手続
 - 特例承継計画の提出・確認
 - 雇用確保要件を満たせなかった場合の手続 等

※上記の項目は、予告なく変更する場合がございます。

研修受講申込書（FAX 送信先：087-833-1164）

※複数名お申込みの場合は、
当申込書をコピーしてご利用ください。

ふりがな 貴所名	受講区分 <input type="checkbox"/> ミロク会計人会会員 <input type="checkbox"/> 一般
ふりがな 受講者名	税理士会登録支部 登録番号 支部 第 号 ※当会より、税理士会認定研修受講報告を行うため、必ずご記入ください。
ご住所 〒	TEL
E メールアドレス： @	FAX

※受講に必須となります。必ず E メールアドレスのご記載をお願い致します。

----- ご記入いただく情報について -----

ご記入いただくお客様の個人情報は、当研修の受付にあたり名簿作成を行いお客様への対応をする上で必要なものです。お申し込みいただいた個人情報につきましては、研修講師、協賛各社および業務委託先へ提供する場合があります。また、お預かりした情報は、今後の各種イベント、研修のご案内や当社および協賛各社からの製品情報のご案内、保険代理店業に関する案内に、利用させていただくことがあります。ご案内が不要なお客様は、当社にご連絡をいただければ電子メール、DMなどの送信発送を中止いたします。当社では、記入していただいた情報を当社個人情報保護方針に則り適切に管理し、お客様の承諾なく上記以外の第三者に開示・提供することはありません。当社の個人情報の取扱いに関するご質問窓口については当社ホームページで「情報セキュリティ及び個人情報保護に関する方針」（<https://www.mjs.co.jp/securitypolicy/>）を公開しておりますので、こちらをご確認ください。またはミロク会計人会連合会「個人情報保護方針」（<https://www.mirokukai.ne.jp/privacy/index.html>）をご確認ください。

お問合せ先

株式会社ミロク情報サービス 高松支社 担当：岩田、國安
〒760-0018 香川県高松市天神前 10-12 香川天神前ビル 8F
TEL 087-833-1154 FAX 087-833-1164

四国ミロク会計人会